

令和4年第3回置戸町議会臨時会

令和4年5月23日（月曜日）

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認について

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認について

日程第 5 議案第 23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第 27号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 10 議案第 28号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

日程第 11 議案第 29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第 12 議案第 30号 損害賠償の額を定めることについて

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

（諸般の報告）

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認について

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認について

日程第 5 議案第 23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第 27号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第28号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算
(第1号)

日程第11 議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第30号 損害賠償の額を定めることについて

○出席議員(8名)

1番 石井伸二議員	2番 小林満議員
3番 阿部光久議員	4番 佐藤勇治議員
5番 澁谷恒壹議員	6番 高谷勲議員
7番 嘉藤均議員	8番 岩藤孝一議員

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

町長 深川正美	副町長 蓑島賢治
会計管理者 岡部信一	企画財政課長 坂森誠二
総務課長 鈴木伸哉	総務課参与 石井信義
施設整備課長 名和祐一	総務課総務係長 鈴木良知
企画財政課財政係長 菅原嘉仁	

《教育委員会部局》

教育長 平野毅

《監査委員部局》

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 今西美紀子	議事係 加藤洋聖
臨時事務職員 中田美紀	

開会 午前9時30分

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和4年第3回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 石井伸二議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期臨時会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

・議案第23号から議案第30号。

・承認第3号及び承認第4号。

今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第3 承認第3号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第3、承認第3号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第3号 専決処分の承認につきましては、総務課長より説明をいたします。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 承認第3号についてご説明いたします。

承認第3号 専決処分の承認について。

オホーツク町村公平委員会規約の変更については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和4年3月25日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開きください。

専決処分書の書面となっております。

右のページをご覧ください。

オホーツク町村公平委員会規約の変更についてですが、令和4年3月定例会閉会后に、公平委員会事務局より、規約の変更について議会の議決が必要との連絡があり、再度、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分を行ったものでございます。

内容でございますが、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項及び第3項の規定により、オホーツク町村公平委員会規約を次のとおり変更する。

オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約

オホーツク町村公平委員会規約（昭和42年規約第1号）の一部を次のように変更する。

第6条第1項ただし書を、ただし、その費用のうち経常経費は、関係町村等がその職員数に比例して分担し、特定の事務に要する臨時的経費については、当該町村等の負担とするに改めるものでございます。

共通経費の他、町村個別に事案が発生した場合の費用負担は、その町村が負担する規定が追加されたものでございます。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○岩藤議長 これで、承認第3号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第3号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第3号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第4 承認第4号 専決処分の承認について

○岩藤議長 日程第4、承認第4号 専決処分の承認についてを議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、承認第4号 専決処分の承認につきましては、企画財政課長並びに担当課長より説明をいたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 承認第4号の説明をいたします。

承認第4号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第11号)については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて令和4年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めものです。

次のページをお開き願います。

このページにつきましては、専決の処分書面でございます。説明を省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第11号)。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,198万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億9,507万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正の内容につきましてご説明いたしますので、別冊、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)の8ページ、9ページをお開き願います。

(以下、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)、別添のとおり)

○岩藤議長 これでは承認第4号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

承認第4号 専決処分の承認について。

令和3年度置戸町一般会計補正予算(第11号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第11号)の8ページ、9ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。8款土木費、2項道路橋梁費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税。3款利子割交付金。4款配当割交付金。5款株式等譲渡所得割交付金。6款法人事業税交付金。7款地方消費税交付金。9款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金。10款地方交付税。

次のページ、6ページ、7ページ。

11款交通安全対策特別交付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認についてを採決します。

承認第4号については、原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第 5 議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例から

◎日程第12 議案第30号 損害賠償の額を定めることについてまで

————— 8件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第12、議案第30号 損害賠償の額を定めることについてまでの8件を一括議題とします。

○岩藤議長 本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第30号 損害賠償の額を定めることについては、施設整備課長より説明いたします。なお、この間の議案につきましては、それぞれ担当する課長が説明いたします。

○岩藤議長 まず、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第10号）の一部を次のように改正する。

今回の改正ですが、例年、議会議員、常勤特別職、町職員の期末手当等につきましては、国家公務員の支給率や近隣町村の支給状況に合わせ改正を行っているところでありますが、令和3年12月、期末手当が0.15か月引き下げられる予定でしたが、国において12月での改正を見送り、令和4年6月からの支給率の改定と12月に本来減額されるべき0.15か月分を6月支給分から減額調整することとし、本年4月13日に改正給与法が施行されました。近隣町村においても国と同様の取り扱いを行うこととしていることから、本町においても国に準じた規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明しますので、議案第23号説明資料、置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第4条第2項中、期末手当の支給率を100分の222.5から100分の215に改めるものでございます。

次に、本議案にお戻りください。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、議案第23号・

24号・25号説明資料、附則第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特定措置をご覧ください。

上段、議会議員及び常勤特別職の調整方法で、まず、調整額を算出しますが、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を掛けた金額が調整額となります。

次に、本年6月に支給される期末手当ですが、本来、支給されるべき期末手当の額から、先程の調整額を差し引いた額が令和4年6月に適用される期末手当の額となります。これらの調整方法を第2項に規定しております。

本議案の附則にお戻りください。

第3項は、委任規定となっております。

なお、手当の支給につきましては、6月10日を予定しております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

先程、議案第23号でご説明したとおり、国家公務員の6月支給の期末手当について、支給率の改正と調整額を差し引く特例措置が取られることから、これに準じた取り扱いとするべく規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第24号説明資料、置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第4条第2項中、期末手当の支給率を100分の222.5から100分215に改めるものでございます。

次に、本議案にお戻りください。

附 則

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、先程、議案第23号でご説明したのと同様の措置となります。

第3項は、委任規定となっております。

なお、手当の支給につきましては、6月10日を予定しております。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

町職員の給与改定につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、例年11月に条例改正を行っておりますが、先程、議案第23号でご説明したとおり、国家公務員の期末手当が人事院勧告に基づき12月手当分から0.15か月減額される予定でしたが、国において12月の改定を見送り、本年6月支給の期末手当において支給率の改正と手当から調整額を差し引く特例措置が取られることから、これに準じた取り扱いとするべく規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第25号説明資料、置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第15条第2項中、期末手当の支給率を100分の127.5から100分の120に改め、第3項、再任用職員分ですが、100分の127.5を100分の120に。100分の72.5を100分の67.5に改めるものでございます。

本議案にお戻りください。

第1項 施行期日ですが、この条例は、公布のから施行する。

第2項 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置ですが、議案第23号・24号・25号説明資料、附則第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置をご覧ください。

下段、町職員の調整方法ですが、調整額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じた額となり、6月支給額は、本来、支給されるべき期末手当の額から調整額を差し引いた額となります。

本議案の附則にお戻りください。

第3項は、委任規定となっております。

なお、手当の支給につきましては、6月10日を予定しております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○岩藤議長 次に、議案第26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度置戸町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,405万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億594万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、後ほど別冊の令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)により説明をいたします。

第2表 債務負担行為の補正についてご説明いたしますので、本議案の2ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございますが、今回の債務負担行為の補正は、北見地区消防組合負担金、水槽付消防ポンプ自動車購入事業につきまして、令和4年度中の車両購入を予定しておりましたが、昨今の自動車製造部品等の供給不足等から車両の生産時期が不安定で推移しているため、令和4年度から令和5年度までの限度額を5,400万円として債務負担行為を追加をするものでございます。事業の詳細につきましては、後ほど歳出予算で説明をいたします。

続きまして、第3表 地方債補正についてご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

第3表 地方債補正でございますが、今年度に予定をしておりました、水槽付消防ポンプ自動車購入事業の財源といたしまして、限度額を5,040万円とした過疎対策事業債の発行を予定しておりましたが、今年度内での車両取得の見込みが立たないことから、事業実施を断念するため当該事業の地方債の発行については、廃止をするものでございます。

引き続き、令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の13ページをご覧ください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書でございますが、北見地区消防組合負担金、水槽付消防ポンプ自動車購入事業は、期間は、令和4年度から令和5年度までの2年間とし、限度額は5,400万円です。当該年度以降の支出予定額の欄、本年度中の支出はございません。

続きまして、14ページをご覧ください。

こちらは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、当該年度中増減見込みの起債見込額欄をご覧ください。

3. その他(2) 過疎対策事業債の欄は、今回の補正に関わる変更で5,040万円を減額し、2億700万円となります。下段の合計欄では、同じく5,040万円を減額いたしまして、本年度の起債見込額は、2億8,510万円となります。一番右側の列の合計の欄でございますが、令和4年度末の現在高見込額は、45億9,463万

3, 000円となります。

以上で、第2表 債務負担行為補正及び第3表 地方債補正の説明を終わります。

続きまして、第1表 歳入歳出予算補正についてご説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、記載省略。令和4年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第27号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,715万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)によりご説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段、歳出から説明いたします。

(以下、記載省略。令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第28号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,044万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)によりご説明いたしますので、事項別明細書の4

ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億14万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、別冊、令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)によりご説明しますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段、歳出から説明いたします。

(以下、記載省略。令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

○岩藤議長 次に、議案第30号 損害賠償の額を定めることについて。
施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第30号について説明をいたします。

損害賠償の額を定めることについて。

自動車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

1. 損害賠償額及び賠償の相手方。賠償の相手方の住所、氏名につきましては、常呂郡置戸町字●●●●●●●●●●、山本茂之氏。申し訳ございません。訂正させていただきます。住所について訂正をさせていただきます。常呂郡置戸町字●●●●●●●●●●●●、山本茂之氏。賠償の内容及び賠償金額につきましては、車両が70万円。代車代金が9万9,000円。レッカー代が2万7,060円。合計で、82万6,060円となります。

2. 事故の概要につきましては、令和4年2月25日、町有車両(タイヤショベル)が、町道拓殖勝山線の置戸町字拓殖32番地先において雪道路面整正作業中、方向転換のためバックしたところ、後方に停車していた被害者車両の右フロント部分に衝突し破損させたものです。

事故の詳細についてですが、令和4年2月25日、15時50分頃、国道242号線から老人ホームに向かう町道で、拓実地区へ向かう町道との交差点付近で発生したものです。町の作業員が運転するタイヤショベルが除雪の路面整正作業中、方向転換のため

拓実側から国道方向にバックしたところタイヤショベルに気付き、停車していましたが、被害者車両に衝突し破損させたものです。

被害状況ですが、被害者車両につきましては、右フロント部及びフロントガラスが破損し、運転手及び同乗者の方につきましては、怪我はない状況でございました。

また、町のタイヤショベルにつきましては、損傷はない状況でございます。

損害賠償に係る過失割合につきましては、被害者車両が停車していたことから、町側が100%ということとなっております。

今回の事故につきましては、タイヤショベルの運転手の後方不注意が原因となったことから、改めて作業時の安全確認の設定を図るとともに、見通しの悪い箇所への作業については単独では行わず、旗振りを配置するなど事故防止に努めて参ります。

以上で、議案第30号の説明を終わります。

○岩藤議長 これでは、議案第23号から議案第30号までの提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

まず、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊の事項別明細書(第1号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。3款民生費、1項社会福祉費。4款衛生費、1項保健衛生費。

8款土木費、1項土木管理費。9款消防費。

次のページ、8ページ、9ページ、13款給与費まで。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。18款繰入金、2項基金繰入金。21款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案へお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、議案第2ページ、第2表債務負担行為補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案の最初にお戻りください。

第3条 地方債の補正。

第3条 地方債の廃止は、議案第3ページ、第3表地方債補正をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第27号 令和4年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第28号 令和4年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、
下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第30号 損害賠償の額を定めることについて。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 損害賠償の額を定めるということで説明がございましたけども、これ
って議会にかける時っていうの、今回、82万6,060円ですけども、議会に報告と
言いますか、これ議案する時の金額がいくら以上とかっていうのは決まっていた
か。その辺分かっていればお知らせください。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 50万円以下の損害賠償については町の専決できるんですが、50万円
になりますので、額を確定するにあたってはですね、議会の議決が必要ということにな
ります。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員 担当課長の方から、先程ですね、今後の対応についてという説明がご
ざいました。どうしても事故っていうのは、全くゼロにすることはできないかと思いま
すけども、今後においてもですね、なるべくそういうことが少ないようなことに持って
いけるように、改めて担当課、或いは、職員に徹底するようにお願いをしたいというふ
うに思います。

○岩藤議長 施設整備課長。

○名和施設整備課長 今回、除雪の作業でございまして、迅速な対応が必要ということで

の中での作業でございました。職員につきましてはですね、改めて、事故が起こらないように安全作業についてですね、徹底することを改めて指示してですね、事故防止に努めて参りたいというふうに考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第23号から議案第30号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員の方はそのまま自席でお待ち下さい。

休憩 10時33分

再開 10時38分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号から議案第30号までの8件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号 損害賠償の額を定めることについてまでの8件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から議案第30号 損害賠償の額を定めることについてまでの8件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第23号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第23号 置戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第24号 置戸町常勤特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第25号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第25号 置戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括して採決します。

議案第26号から議案第29号までの4件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第26号 令和4年度置戸町一般会計補正予算(第1号)から議案第29号 令和4年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの4件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 損害賠償の額を定めることについての採決を行います。

議案第30号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第30号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時44分